

STOP ハラスメント ～ ハラスメントは 許しません! ～

令和元年8月1日

ポイント

社会福祉法人 鹿南福祉会

施設長 永源 勝

セクハラとは？

(セクシュアルハラスメント)

例えば・・・

- ◆性的な冗談、からかい、質問
 - ◆わいせつ画像の閲覧、配布、掲示
 - ◆性的な内容の噂を意図的に流す
 - ◆身体への不必要な接触
 - ◆食事やデートにしつこく誘う
 - ◆交際、性的な関係の強要
 - ◆性的な言動に対して拒否等を行った部下等職員に対する不利益取扱い
- ※異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。また、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクシュアルハラスメントに該当します。

マタハラとは？

(妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント)

例えば・・・

- ◆上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- ◆育休の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言われた
- ◆育児短時間勤務をしていたら、同僚から「まわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

パワハラとは？

(パワーハラスメント)

例えば・・・

- ◆物をなげつけられ、身体に当たった
- ◆同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- ◆先輩・上司に挨拶しても、無視され、挨拶してくれない
- ◆一人ではできない量の仕事を押し付けられる
- ◆他の部署に異動させられ、仕事を何もあたえられない

妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動はマタハラ、性別役割分担意識に基づく言動はセクハラの原因や背景となり得ます。このような言動を行わないよう注意しましょう。

ハラスメントを行ったことを確認された場合は、就業規則に基づき、処分されることがあります。行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の程度・心情等を総合的に判断して、処分を決定します。

上記のようなハラスメントに悩んでいませんか？ 一人で悩まず早めに相談窓口へ



担当者：施設長：永源 勝(男性)、事務長：稲元 浩志(男性)、事務次長：堀内 浩一(男性)、
施設サービス課長：三浦 真由美(女性)、第二鹿寿苑課長：二宮 佳代(女性)、
在宅サービス課長心得：広瀬 紀実(女性)、管理課長心得：北野 賢二(男性)、

※上記の担当者は、どの部署の職員からでも相談を受け付けます。



- *あなたが、正職員でなくても（臨時職員、パートタイム職員、派遣職員であっても）施設において働いているすべての方は、相談をすることができます。
- *ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も相談してください。
- *相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので、安心してご相談ください。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはいりません。
- *相談を受けた場合、必要に応じて関係者から事情を聞くなどして事実関係を確認し、事案に応じた適切な対応をします。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- *妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できる様々な制度があります。
 - 制度や措置を利用する場合には、必要に応じて業務配分の見直しなどを行います。
 - 気持ちよく制度を利用するためにも、日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。
- *詳細はグループウェア「ハラスメントは許しません」をご覧ください。